

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2283号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

ふるさと方言は懐かしい。痴呆症老人の気力回復にも効き目がありそうだ。言葉は民族や地域共同体の連帯感の強い絆であるし、豊富な語彙や多様な方言は、その国語の貴重な財産であり、地方文化の多彩な展開の培養土である。それにも拘らず、近代国民国家の確立のために、標準語、共通語が強制された結果、地域語の蔑視や方言コンプレックスも生まれた。

しかし、共通語に翻訳不可能な味のある言葉も各地に多々残っている。たとえば、ヤバツイ(水にぬれた不快な感じ、東北地方)、ツル二人で持ち上げる、中部地方)、ウバル(はれものが圧迫されたように痛む、中国地方)(平凡社大百科辞典



八丈小島を臨む

ふるさと語の復権を

一三巻、七八二頁)。など。こうしたニュアンスに富む方言や大和言葉をもっと多く共通語化して、日本語の表現力、日本文化の幅や奥行を深めたいものである。地方分権一括法の成立は、方言の復権にとっても一つの好契機である。本法によって市町村合併にも弾

みがつくと思われる。そのさい、中核市や特別市などを中心とする広域生活圏のみならず、行政区域やコミユニティ区の再編成にあたり、方言、民俗、慣行などの共通性がよく保たれている文化的共感地域も、十分考慮されるべきであろう。

わが国立国語研究所は、一九五七

年から九か年かけて全国一、四〇〇地点で専門家たちによる多数の方言調査を実施、その成果は三百余面の分布図を集めた『日本方言地図』全六冊として出版された。これは世界的にも誇れる偉業である。徳川宗賢編『日本の方言地図』(中公新書五三三)はその優れた解説書である。

それによると、たとえば「かたぐるま」には実に四六六種類の異称があるという。重さはたった一八〇グラム弱のポケット判で、広辞苑ほか、英和・和英・漢和辞典まで利用できる電子辞書が現れた。同じように簡便な『日本方言電子辞典』の利用も決して夢ではない昨今である。

(東京大学名誉教授 西川 治)

もくじ

政 策	市町村合併の指針を策定 = 自治省	(2)
活 動	市町村合併推進の指針で要望 = 全国町村会	(3)
政 策	平成11年度普通交付税大綱決まる	(5)
フォーラム	能島水軍ロマンの里 宮窪 = 愛媛県宮窪町	(6)
随 想	「歩く」町づくり	福井県上中町長 霜中 衛.....(10)
情 報	政策レーダー	(11)

市町村合併の指針を策定

自治省

本会は慎重な対応を求めて要望書を提出

自治省は八月六日、「市町村合併の推進についての指針」

をとりまとめ、各都道府県知事に通知した。

この指針は、先の地方分権一括法の成立に伴う「市町村の合併の特例に関する法律」の改正にもとづいて策定されたもので、市町村合併を検討する際の参考や目安となる合併パターンを示したものである。各市町村に対しては都道府県を通じて、後日、通知等により周知されることとなっているので、本紙では指針のポイント部分を紹介する。

なお、全国町村会は、かねてより市町村合併については、市町村の自主性を基本とし、強制的とならないよう主張しているところであり、今回の指針策定に対して別掲のとおり要望を政府・国会に対し提出している。

「市町村合併の推進についての指針」のポイント

1 指針の位置付け

自治事務次官から都道府県知事に
対し、『市町村の合併の推進につ
いての要綱』の作成を具体的に要請

2 指針のポイント

(1) 都道府県の「市町村の合併の推進
についての要綱」の作成
都道府県は、「市町村の合併の推

び市町村の取組

(3) 市町村の合併のパターンの内容

① 合併対象地域についての具体的な
検討が容易となるよう、合併すること
が適当と考えられるような市町村の

組合せを分かりやすく、地図上に示す。

② 都道府県内のすべての市町村を視
野に入れて、将来の市町村の区域を
検討するとともに、今後の地域全体

の発展を展望し、作成する。

③ 地図上に示す場合、一通りの組合
せを示すことが分かりやすいが、市
町村の結びつきに関する要素等を勘

案し、複数の組合せを示すことも考
えられる。

④ パターンについては、合併の気運
や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を
行うものとする。

(4) 市町村合併の類型

別紙2の「合併後の人口規模等に
着目した市町村合併の類型」を参考
にして市町村の合併のパターンを作

成する。

(5) 国による合併推進のための支援策

① 市町村合併の支援に関する関係省
庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上
の措置その他の措置について関係省
庁間の連携強化等を図る。

② 地方財政措置

・ 普通交付税の算定の特例(合併算
定替)の期間の延長(改正合併特例法)

・ 合併市町村のまちづくりのための
建設事業に対する合併特例債(改正
合併特例法)

・ 合併市町村の振興のための基金造
成に対する合併特例債(改正合併特
例法)

・ 合併直後の臨時的経費に対する普
通交付税措置

・ 合併関係市町村間の公債費負担格
差是正のための特別交付税措置

・ 都道府県の行う合併支援経費に対
する特別交付税措置

・ 市町村における合併協議会設置経
費等合併準備経費に対する特別交付
税措置

・ 都道府県の行う合併のための調
査・研究、気運醸成等に要する経費
に対する普通交付税措置

③ 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の意義や必要性、メ
リット並びに改正合併特例法の内
容、国会における市町村合併の論議

等について積極的に情報提供。

(別紙1)

【市町村合併の一般的な効果】

市町村合併の効果としては、次のよ
うなことが挙げられる。

1 地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの
展開、重点的な投資による基盤整備

の推進 総合的な活力の強化、地域

活 動

のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

「例」
・広域的視点に立って、道路や公共施設の設定、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。

・環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

・より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクト

市町村合併推進の指針で要望

全国市町村会

全国町村会は、八月六日、自治省が各都道府県に対して示した「市町村の合併の推進についての指針」に関して次のとおり要望を政府・国会に提出した。

市町村の合併に関する要望

自治省は今般、「市町村の合併の推進についての指針」を作成し、都道府県に通知した。

同指針は、都道府県に対し、平成十二年中のできるだけ早い時期に「市町村の合併の推進についての要綱」の作成を求めるとともに、「都道府県内のすべての市町村を視野に

の誘致が期待できる。
2 住民サービスの維持、向上
住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

「例」
・従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

・医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢

入れて検討する」とした合併パターンの内容、合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型、国による合併推進のための支援策等について示したものとなっている。

複雑・多様化する町村の事務事業の適切な処理、実行の段階に入った地方分権を推進するためには、市町村の行財政基盤の充実が必要であることは言うまでもないことである

が、全国町村会は、市町村の合併について「それぞれの町村は、歴史的な経緯、自然的・地理的条件等が異なっており、また、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響

者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。
・小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専門の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

3 行財政運営の効率化と基盤の強化
行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

「例」
・総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や

を及ぼすことであるので、その実行にあたっては、地域住民の意思を十分尊重しなければならない」と強く主張してきた。

また、さる六月二十三日に決定した「市町村の合併に関する緊急要望」においても、従来の主張を踏まえつつ、「市町村の合併については、地域の実態に応じて、様々な手法により合併気運の醸成を図りながら、関係市町村の自主的な判断によって行うべき」と要請したところである。

国及び都道府県におかれては、市町村合併問題については、地域住民の意思を十分に尊重し、合併を強制することのないよう強く要望する。

事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。

・三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。

・事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。

・広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

別紙 2

合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型

類 型	想定される典型的な地域	合併を通じて実現すべき目標	人口規模と関連する事項
1 人口50万人超	<ul style="list-style-type: none"> 複数の地方中核都市が隣接している場合 大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 経済圏の確立 高次都市機能の集積 大都市圏における一極集中の是正 指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市
2 人口30万人・20万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合 大都市圏において、市街地が連なった複数の小面積の市が隣接している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など 中核的都市機能の整備 急激な人口増加への広域的な対応 都道府県全体の発展の中核となる都市の育成 中核市・特例市への移行によるイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 中核市（30万以上） 特例市（20万以上） 一般廃棄物処理（効率的なサーマルリサイクルが可能な）300t/日規模の施設の目安：20～25万人） 老人保健福祉圏域（平均36万人） 二次医療圏（平均35万人） 広域市町村圏の実態（平均21万人）
3 人口10万人前後	<ul style="list-style-type: none"> 地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供 県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展 	<ul style="list-style-type: none"> 広域市町村圏の設定基準（概ね10万人以上） 消防の体制整備（10万人程度） 高等学校の設置（10万人以上の市） 一般廃棄物処理（焼却）（100t/日規模の施設の目安：7～9万人） 女性に関する施策を専ら担当する組織（課担当）の設置（10万人程度）
4 人口5万人前後	<ul style="list-style-type: none"> 地方圏において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施策等の充実（福祉事務所の設置等） グレードの高い公共施設の整備 計画的な都市化による圏域全体の発展 市制施行 	<ul style="list-style-type: none"> 市制施行の要件（5万人（合併特例4万人））（福祉事務所の設置等） 市町村障害者社会参加促進事業の単位「厚生省関係障害者プランの推進方針について」（平成8年11月15日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）参照） 特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱 環境政策一般部門の専任組織（課担当）の設置（3万人程度）
5 人口1万人～2万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等において、地理的条件や文化的条件にまとまりなど、複数の町村が隣接している場合 離島が、複数の市町村により構成されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 町村合併促進法（昭和28年）における標準（最低）規模（概ね8,000人） 中学校の設置（標準法による基準での最小：13,200人程度で1校）（1学校当たりの生徒数を480人（1学級当たり生徒数40人×12学級）とする等の仮定を置いた場合（自治省試算）） デイ・サービス/デイ・ケアの設置（新GP1.7万か所：7,300人程度に1か所） 在宅介護支援センターの設置（新GP1万か所：12,500人程度に1か所） 特別養護老人ホームの整備（最小規模50床を基準（なお、大都市、過疎地等では例外的に30床）：2万人程度） 2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱 建築技師の設置（1万人程度） <p>新GP = 新・高齢者保健福祉推進10か年戦略 （新ゴールド・プラン）</p> <p>なお、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「5 人口1万人～2万人程度」という類型の規模は期待される。</p>

政 策

平成11年度 普通交付税大綱決まる

**市町村分は
対前年度比11.0%増**

総額で19兆6,124億円

平成十一年度の普通交付税大綱は、七月二十三日の閣議に野田自治大臣から報告し、公表された。これによると、平成十一年度の普通交付税総額は一九兆六、一二四億円で、対前年度比二兆七、六九〇億円、一六・四%の大幅増となった。このうち道府県分は、一〇兆九、二四四億円で二・二%の増、市町村分は、八兆六、九二〇億円で一・〇%増となっている。

道府県と市町村との配分割合は、道府県の法人関係税が著しく減少したことから、道府県分が五五・七%、

算定結果総括表(財源不足団体)

(単位: 億円、%)

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分		
	平成11年度 A	平成10年度 B	伸 率 A / B - 1	平成11年度 C	平成10年度 D	伸 率 C / D - 1
基 準 財 政 需 要 額						
経 常	135,629	133,721	1.4	144,478	141,179	2.3
投 資	50,772	49,105	3.4	62,266	61,190	1.8
そ の 他	12,008	12,765	5.9	13,500	14,457	6.6
計	198,409	195,591	1.4	220,244	216,826	1.6
基 本 財 政 収 入 額	89,101	105,365	15.4	133,209	138,644	3.9
交 付 基 準 額	109,308	90,226	21.1	87,035	78,462	10.9
普 通 交 付 税 額	109,204	90,103	21.2	86,920	78,331	11.0

- (注) 1 普通交付税の総額は19兆6,124億円で、平成10年度(総合経済対策に伴い追加された4,000億円のうち普通交付税3,760億円(緊急地域経済対策費)を加えた額)に比べ2兆7,690億円の増、16.4%増(平成10年度当初普通交付税に対する伸率は19.1%増)となっている。
- 2 本表は平成11年度における財源不足団体について作成している。ただし、平成10年度の交付基準額及び普通交付税額は、平成10年度の財源不足団体の額となっている。
- 3 交付基準額と普通交付税額との差は調整額である。

市町村分が四四・三%となり、前年度より道府県が二・二ポイント上昇した。さらに、各団体への交付税は、公債費や法人関係税の伸び率の相違等により、団体間で伸び率に相違が生じている。また、不交付団体の数は、昨年度に比べ三四団体減少して、八五団体(道府県一、市町村八四)となっている。

なお、地方分権推進計画に沿った交付税の算定方法の明確化として、単位費用化にともない密度補正を撤

廃したほか、小・中学校費における学級数急増補正等を廃止、小規模団体に対する高い段階補正係数を一定段階未満人口四、〇〇〇人等について上限を設定するなど、補正係数の廃止、縮減、統合等見直しを行っている。

市町村の主な需要額の増要素としては、①地域活力創出プラン関連事業(ソフト分)に要する経費の算入、一、九〇〇億円、②明年度から導入される、介護保険に備えた人員配置などの準備に要する経費の算入、約

七五〇億円、③公債費の増加、一三・〇%増の伸びを見込んだこと等があげられる。

これに対し、①ふるさとづくり事業(ソフト分)の廃止、一、五〇〇億円、②緊急地域経済対策費の廃止、一、五〇〇億円が減要素となっている。

一方、市町村分の収入額では、収入の約四〇%を占める固定資産税が二・六%増を、市町村民税法人税割は二五・一%の減少を見込んでいる。

また、自治省は同日、恒久的減税に伴う地方税の減収を補てんするため創設した地方特例交付金の各団体別の交付額をを決定した。今年度の交付総額は、六三九億円で、うち都道府県分は一、四三二億円、市町村分は四、九七七億円となっている。

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



水軍レース

現地レポート

愛媛県

宮窪町

能島水軍ロマンの里 宮窪

はじめに

宮窪町は、今治市の北東海上約四kmに位置する大島の北東約半分を占め、南西部は山岳部をもって吉海町に接し、北東は瀬戸内海燧灘に面する本島の他に、四坂島、鶴島、その他小島が散在し、その総面積は一八・三七km²であります。

島内の交通体系は、宮窪町の中心部を東西に横断している国道三二七号線を大動脈として、これを補完する県道大島環状線が大島島内の海岸線に沿って走り、集落間の連絡道の役割を果たしております。また、平成十一年五月一日に開通した西瀬戸自動車道(しまなみ海道)が本町を縦貫し、今治・尾道間が陸続きになりました。

人口の推移をみると、その減少は著しく平成七年の国勢調査では、人口三九二二人で最盛期の半分以下に減少している小さな過疎の町であります。これも本町の四坂島(住友金属鉱山KK四坂島精錬所)の合理化による人口減少が影響をしております。

宮窪町の産業の三本柱は、農業・漁業・石材業であり、生産額は農業三%、漁業二四%、石材業四五%、その他二八%となっており農業は過疎化に伴い衰退しておりますが、島嶼部随一の規模と設備を誇る漁業、また、一五〇年の歴史を有する良質の花崗岩を産し、高級材として西日本一円に販売網を持つ大島石の石材業が主要産業であります。

水軍文化と石文化を活かしたまちづくり

本町三本柱の産業の一つである石材業は、西日本でも有数の生産量を誇っていますが、その製品化率は低く大半が廃石、廃土となって課題となっていたところ、主要施策の一つである心身ともに健全な人づくり施策として本町にはなかつたスポーツ施設の石文化運動公園を計画し、建設の際にこの廃石、廃土を有効活用した当施設は、石文化伝承館、石文化学習館、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場等の各施設がありますが、細部にまで大島石をふんだんに使用し、石文化伝承館の展示スペースには石の文化を後世に残そうと、古くから伝わる道具類及び全国各地の有名な石を展示しており、今や宮窪町のシンボル施設として広く親しまれています。また、有志により盛んに行われている石彫の原点となった施設でもありま



フォーラム



能島水軍太鼓

す。今後は石をテーマとしたコミュニケーションセンターを目指してまいります。

本町では、この大島石と並び広く知られているのが、水軍文化です。大島の北部にある能島は、かつて瀬戸内海に君臨していた村上水軍の根拠地です。瀬戸内海国立公園の特別地域であり、今なお城跡の残り、国指定の史跡に指定され、また他の歴史遺産とともに愛媛県から「文化の里」の指定を受けております。

この水軍文化の保存伝承に努めようと、昭和六十二年に太鼓に表現した、能島水軍太鼓保存会を結成し、町内外で活躍しています。中でも昭和六十三年と平成十年には、国民文化祭に愛媛県代表として参加し、全国に水軍の名を轟かせました。

また平成二年の国民文化祭の際に、宮窪町には半世紀前まで伝統行

事であった「押し船競争」が行われていたが、今では楽しい思い出として語られていました。古来より伝わった「押し船競争」を水軍レースとして再現することが、この地域の「島民文化」を国民に知ってもらう最も良い方法と、水軍の和船を復元し、平成三年よりまちおこしグループ「水軍ふるさと会」が中心となり、町の伝統行事であった和船競争を復活させ、平成五年より近隣の吉海町・伯方町が加わり三町共催のイベントとして、毎年七月に水軍レースを実施しています。このイベントには県内外より多数のチームの参加があり、水軍文化を広くアピールすることはもとより、広域的な交流イベントとして町の活性化に多大な貢献をしています。また平成九年には、この水軍和船を利用し、観光協会を中心に広島県の宮島町と歴史的な交流を図る等、全国に水軍文化を知らしめ、地域のイメージアップを図りました。

以上のような取り組みで町と住民が一体となって、文化を中心としたまちづくりを行ってきましたが、今後とも住民のニーズに対応したまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

保健と福祉の総合施設 (保健福祉総合センター)

宮窪町の高齢化率は二八%で全国平均を大きく上回る数値であり、高齢化が早いテンポで進んでおりますが、地場産業の低迷により若年層の



保健福祉総合センター

人口流出と少出産が高齢化をいっそう進行させている現状であります。核家族化や扶養の変化、夫婦共働き等により家族の介護力は低下の一途をたどっています。これに伴い当町では、地域福祉の具体的な拠点整備として、保健福祉総合センターを建設し、平成十年十月に開設しました。デイサービスを中心とした地域福祉センター、健康診断等の保健事業と総合トレーニング等を中心とした保健センター、また、子供から大人までの一般健常者対象浴場がオープンし、順調に各施設が利用されています。

デイサービスについては、申し込み者も順次増えており、町全般にて対象者を割り振りして、順調に利用されておりますが、総合トレーニングと一般浴場については、土、日、祝日が休館になるため時間延長が、

土、日の対策が要望されており、一般浴場については土、日曜日をパークにて開館しておりますが今後の課題となっております。

歴史文化と地場産業での町おこしイベント

宮窪町能島水夏祭りイベントの環境として豊饒の海とすぐれた歴史・文化・自然景観をもつ、宮窪の「良さ」を島外の人知ってもらうとともに、その人達との交流による地域の活性化を図るため、能島水フェスティバル(釣り大会)を一九八七年から開催し、第十二回目を迎えることになりました。

宮窪町の周辺は、黒潮が流れ込まないために、海水温度が比較的低く、激しい潮の流れにもまれるため、身のよくしまったおいしい魚が育ち、島外の人々が船の一本釣りを経験し、鯛飯を食し、釣った魚を持ち帰って美味しい魚料理を味わっていたたことともに、宮窪町をPRするためこの大会を開催しております。

この大会は、前日の夜に前夜祭と称して、船頭さんとの顔合わせや、アトラクションを行い翌日午前七時より十二時までを競技時間とし、釣りを楽しみ終了後、釣果(重量)を競う大会で、毎年七月の第三木・金曜日に開催し大変好評であります。

また、これに合わせて、本町で収穫、生産される特産品などを地元の方々に知ってもらうと同時に、生産者と消費者との相互理解と連帯意識を高め、コミュニケーションづくりの推

フォーラム

進と、町外の人々に本町の良さと地元産品を紹介するとともに、来町者の人々との交流による町の活性化の一助とする第一回漁師市を一九九八年四月に開催し、毎月第一日曜日に開催されています。この漁師市は、町内は勿論町外の人々にも好評で、市の品物（特に活魚）が足りなくなるほどであります。

将来は物産店を整備し、市の開催回数を増やし、観光資源として町の活性化を図りたいと思います。

おわりに

宮窪町は、瀬戸内海を駆けめぐった日本最大の水軍「村上水軍」の根拠地「能島」と潮流に、歴史やロマンの面影を、また多島美と石と風光明媚な豊かな自然に囲まれ、歴史的な伝統の島四国八十八ヶ所霊場巡りなど貴重な文化の町です。



漁師市



村上水軍根拠地能島城跡

観光施設としては、能島村上水軍資料館、カレイ山展望公園、石文化運動公園、一本釣り遊漁船などがあり、イベントとしては、漁師市、水軍レース、能島水軍納涼祭、能島水軍弓道大会等が数多く開催され、見て楽しんでいただくために町民一同願っております。

平成十一年五月一日西瀬戸自動車道（しまなみ海道）が開通し、これに伴い島全体の環境が一変し島民がとまどっている面があります。

今後は、宿泊施設等観光面の整備を行うとともに、産業の振興、町の活性化を図り産業と歴史文化を基本として、観光による町おこしをし、立ち寄り型ではなく滞在型レクリエーションによる観光客を誘致する町にしたいと思っております。

（宮窪町長 矢野勝俊）

情 報

健康とは何か

薬袋 整形外科医

身体に悪い所がなく、心身がすこやかなこと(さま)を健康という。医学では単に病気や虚弱でないだけでなく、肉体的・精神的・社会的に調和のとれた良い状態にあることを指す。明治時代にヘルス(health)の訳語としてつくられた語であり、達者、丈夫、壮健と同義語である。

健康と似た言葉に「健常」があるが、「障害」の対語として健常者と障害者というように使われる。でも、健常者とは、たまたま今は障害のない人のことであり、現在は健康である中高年者が将来、寝たきりやぼけ(痴呆)にならないという保障はどこにもない。ここに、すべての人が健康や福祉、介護に関して真剣に対処すべき必要性があるのである。

まず、毎日、快食・快眠・快便の三快があることを健康の目安にする和良好的と思つ。

一方、肥満・ストレス・煙草・酒・塩分のとり過ぎの五つは、命を縮める生活習慣病の大きな誘因となる。

肥満について

日本は同一民族で、四方を海に囲まれ、水と治安が最も良い国である。現在が不景気であつても、やはり日本は二十世紀の奇跡なのである。平均的日本人の大半は、衣食住が一応足りており、世界一の長寿国だ。

また、今の日本の医療制度は、医師の意識改革も含めて、取り組むべき課題は多いが、誰でも平等に、低コストで、高度の医療が受けられる点、世界でも稀なすばらしい制度には違いない。医療技術の進んでいるアメリカやカナダでも、高度の医療には高額な医療費がかかるのである。

けれど、安心はできない。とくに食べ物が豊富にあることが曲者である。仕事や運動に見合った消費エネルギー量以上の「食べすぎ」。これが脳卒中の引き金となる高血圧や、糖尿病、そして心臓病等の原因となる高脂高尿酸血症を引き起こす「肥満」をもたらすのだ。

肥満対策(健康づくり)で一番効果的なのはウォーキングである。最初は、何よりも、まず歩くことである。フラフラ歩きで良い。習慣になれば自然と早足歩行になってくるからだ。歩くためには歩行者の安全確保のための環境づくりも必要である。そして、たとえば一日一時間の歩行を全国的規模で義務づけたらどうだろうか。医療費の大幅削減になると思つが、とにかく歩け歩けである。

ストレスについて

疲労や寝不足、また、苦しみや悲しみ、恐れなどの精神的な刺激が原因で体内に生ずる生理的な歪みと、それに対する体内の反応をストレスという。

何かとストレスのたまり易い世の中である。毎日入浴して、怒らず、休息や睡眠も十分にとつて、ゆったり構えるといつた、ストレスを避けるための工夫が必要だ。ストレスは人体に有害な活性酸素を誘発する。活性酸素は体内で新陳代謝を阻害し細胞の単位でも変性・老化を促進する。この活性酸素を弱体化し無害化するのが、抗酸化作用のあるビタミンC、赤ワインに含まれるポリフェノール、また、緑茶に含まれるカテキン(緑茶のポリフェノールのこと)などである。

体内での有害な活性酸素の抑制には、免疫力を高めることが必要となる。前述の入浴、休息(くつろぎ)の他に昼寝、散歩なども免疫力を高めるといふ。免疫とは外から入るものに対して自分をまもるシステムのことである。休息は怠情(なまけること)ではない。ある夏の日、郊外に散歩に出て、木陰の草の上に寝ころんで小川のせせらぎを聴きながら、青空に浮かんだ雲を眺めて時を過ごす。これは人生の楽しみであり、決して時間の浪費ではない。

随 想

「歩く」町づくり

随
想

福 井 県 長 衛
 なか 町
 かみ 中
 上 中
 霜 中

福井県の嶺南地方に位置して
 ますと表現するよりも、若狭の国
 のほぼ中央と位置つけた方が理解
 が得られやすい土地柄とでも申せ
 ましょうか。その若狭の国のほぼ
 中央に、わが上中町があります。

若狭と言えば、風光明媚なりア
 ス式海岸を連想されると思います
 が、上中町は海を持たない町であ
 り、人口八千二百人の小さな、の
 どかな純農山村です。かつて、若
 狭の海でとれた新鮮な魚介類を小
 浜市からわが町を経て京都の台所
 まで運んだという若狭街道、即ち
 鯖街道が町の中央を貫通していま
 す。現在では、車で琵琶湖まで二
 十分、京都までほぼ一時間の距離
 となっております。

その鯖街道の福井県と滋賀県の
 県境に、宿場町「熊川宿」があり
 ます。平成八年に文化庁の重要伝

統的建造物群保存地区の選定を受
 け、今、保存修復に力を注いでい
 るところです。一方、鯖街道も、
 時を同じくして、建設省の道路局
 から「歴史国道」の選定を受けま
 した。その上、環境庁から選定さ
 れた日本名水百選「瓜割の滝」が

物語るように、「美しい、おいしい
 水」が豊富で、熊川宿の前川と共
 に、これも国土庁から「水の郷」
 の選定を受けております。「水」
 と「町並」と「街道」を大切にし
 ながら、そこに住んでいる人達の
 細やかな人情と歴史、自然がじつ
 くりと溶け込んでいるのが、若狭
 の国上中町なのです。

日本列島のほぼ中央に位置して
 おりますが裏日本、日本海側、気
 象条件等のイメージから、開発が
 少なからず遅れている地域と言え
 ましょう。しかし、その現象が、

水と町並、そして街道を温存して
 くれたのだとも思えるのです。

今、この遅れを取り戻すために、
 特に公共交通網の整備に全力を注
 いでいるところです。すでに、建
 設省から施行命令が出されている
 近畿自動車道敦賀線をはじめ、若
 狭回りの北陸新幹線、JR小浜線
 とJR湖西線とを接続する新規鉄
 道の敷設等、一気に浮上してきて
 おり、嬉しいやら、苦しいやらの
 毎日に追われております。これら
 の公共交通網の整備がわが町が今
 日まで温存してきた、細やかな人
 情や水、町並、街道を本物として
 蘇生させてくれるキーワードなの
 だと、日々前向きに努力しており
 ます。そこで、私は、この町に住
 む人達が、生涯、現役として、ま
 た生き甲斐を持ち続けて暮らすた
 めに、「いきいき健康の里づくり
 構想」を描いています。

この構想は、何も難しい理屈を
 並べたものではなく、自分の立場
 で、自分のレベルで、町づくりに
 参画していただくこととするもの
 です。具体的には、人間の基本的な
 動作である「歩く」ことの再発見
 です。車社会や各種通信網の異常
 とも言える進展によって、私たち
 の暮らしから、歩くことの基本行
 動が著しく奪われており、このこ
 とが、健康な身体のパランスさえ

も崩しつつあると思えてならない
 のです。

そこで、わが町が持ち合わせて
 いる、町並、村並、山並、そして
 人並を歩く視界で再発見しようと
 いうのです。自分で歩いて、自分
 の目で確認することから、自分の
 役割を発見し自分の行動を起こ
 す。そんな町づくりに参画してほ
 しいと思うのです。そのため、
 歩く呼び掛けだけでは人は動いて
 くれません。まずは、集落ごとに
 歩くルートマップづくりを進めて
 おります。初めは、集落の名所、
 旧跡をマップに落として行きます
 が、それぞれが自分の歩く行動に
 よって自分のルートマップを作成
 してくれる様になればと期待して
 います。皆が同じ視界では本物の
 町づくりにはなりません。自分の
 レベルで歩いて自分の五感に響く
 ものを、そしてそれに対して、自
 分が行動できる役割を考え、自分
 で実践してほしいと思っっているの
 です。

「町の資源がわかる・町の問題
 が見えてくる」この事が、わが町
 の環境と健康を軸とした「いきい
 き健康の里づくり構想」なのです。
 水と町並と街道の町に、人々が
 生涯現役として暮らせる時、「活
 きてるね、ほっと かみなか」が
 本物になる町だと思っています。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十一年版水資源白書発表

― 国土庁 ―

国土庁は今般、平成十一年版「日本の水資源（水資源白書）」を発表した。同白書は、本年六月に策定した、二一世紀に向けての水資源のあり方を示す、新しい全国総合水資源計画（オースタープラン21）（町村週報第二二七九号参照）について説明しているほか、国際的視野から見た水資源問題の現状と今後の取組、最近の水資源の需給動向等について報告している。

水資源問題の現状について、世界人口の増加等を背景に国連・世界銀行等で水資源問題に対する早急な対応の必要性を指摘するとともに、我が国のこれまでの経験等をもとに、引き続き積極的な協力をしていくことが必要であるとしている。

次に、我が国の水資源の需給動向等のうち、気象状況では、平成十年の平均降水量は一、九四〇ミリ、北海道日本海側・中国・九州の各一部を除き、平年を上わり、また、平成八年の水使用実績は取水量ベースで約八九一億トン（うち、生活用水約一六四億トン、工業用水約一三八億トン、農業用水約五九億トン）、生活用水使用量は、前年度比・八％増の約一四二億トン、平均一人一日三三三リットルにおよんでいるとしている。

また、水資源開発の現状は、平成十年度に完成した都市用水又は農業用水の開発を目的としたダム等の水資源開発施設は、全国で二〇施設で、これらの施設による年間開発水量は都市用水約一、九六億トン、農業用水約〇、八二億トンとなっている。

平成十二年度地方財政措置について

自治省は、七月二十三日付けで、関係省庁に対して明年度予算概算要求にあたり留意又は改善すべき事項について自治事務次官名及び財政局長名で申入れを行い、協力を要請した。

本年度の申入れは四六件（昨年度三八件）、うち各省庁共通事項一〇件、個別事項三六件となっている。

共通事項については、地方分権推進計画において定められた国と地方の財政関係についての見直し、並びに第二次地方分権推進計画において定められた公共事業の在り方の見直し等を着実に推進するとともに、①直轄事業等の見直し②国庫補助負担金の整理合理化の推進（統合補助金の創設）③同事務手続きの簡素合理化等④財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行政運営への協力等⑤国・地方公共団体の間の財政秩序の確立などについて、所要の措置を要請。

また、個別事項については、①ダイオキシン対策に係わる支援措置の強化等（環境庁・厚生省）②食料・農業・農村基本法の制定に伴う農業政策の改革（農水省）③ダム建設等に係る基本計画の適切な運用（国土庁・厚生省・農水省・通産省・建設省）などが新規項目として示されている。

なお、震災復興の推進をはじめ計五項目が廃止項目とされた。

「農業生産法人制度検討会」報告とまる

― 農水省 ―

農業生産法人の規制緩和の在り方を議論してきた農水省の農業生産法人制度検討会は、このほど最終報告をまとめた。

農水省は、平成十年十二月にまとめた農政改革大綱において農地取得が認められている農業生産法人に、これまでの農事組合法人、合名、合資、有限会社に加え、新たに株式会社を認める方針を打ち出し、これを受けて検討を進めてきた。

その結果、農業生産法人として認める株式会社は、農外資本による経営支配を防止するため、定款で株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨定めている株式会社に限るとした。これにより農外の不特定多数への株式の流通を防止できるとした。

農業生産法人の事業要件については緩和されたが、農業が主たる事業であることを確保するため、農業関連事業を含むの売上高が法人の総売上高の過半を占めることとした。

また、構成員要件については、市町村が農業生産法人に出資できるようにするとともに、業務執行役員の過半は、その法人の行う農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員であるとともに、その役員のうち農業従事者が過半を占めることとした。なお、農業関係者以外の構成員は、総議決権の四分の一以下とすることは変更しない。

農水省は報告に沿って、次期通常国会に向け、農地法改正案を提出、二〇〇〇年中にも施行する予定。